

### 3

## 悩みがあれば、相談パートナーへ

いじめや体罰、職場でのセクハラ、パワハラ、DVやストーカーなど、日々の暮らしの中で困っていることはありませんか。また、ネット上にプライバシーを書き込まれたり、隣の家の騒音に悩まされたりして誰にも相談できず、一人で悩んでいませんか。そんなとき、あなたの話を聞いて、共に解決する方法を考えてくれるのが人権擁護委員による人権相談所や相談窓口です。

人権擁護委員は「あなたの街の相談パートナー」を合言葉に、全国でおよそ一万四千人がボランティアとして活動しています。法務局の常設相談所、あるいは日時を定めて区役所や社会福祉施設などに設けられる特設相談所での面接相談のほか、「みんなの人権110番」や「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」など電話相談にも対応しています。また、インターネット相談窓口も開設しています。

「上司が、私の異性関係を職場で言い触らし、困っています。我慢するしかないんでしょっか。」

電話で訴える女性に、北九州人権擁護委員協議会の織田百代さんは

「それはセクハラと思われそうですね。」

と、男女雇用機会均等法のセクシユアルハラスメントの定義を説明。さらに

「そういう言動をやめるよう相手に話してみよう。それで変わらなければ会社の相談窓口相談することです。会社が十分な対応をしない場合は、法的手段に訴えることもできます。」とアドバイスしました。相談した女性は

「そんな方法もあるんですか。頑張つて、まず話してみます。」と電話を切りました。自分が悩んでいたことは、ただの思い過ごしではなく明らかな「人権侵害」であることに気付き、解決へ向けて立ち上がる力を得たようです。

「人権相談所は悩み事相談所。どんな小さなことでも遠慮せず相談してみてください。」

と、織田さんは呼び掛けます。相談は無料で、秘密は固く守られます。話すだけでも気持ち整理でき、解決の糸口が開けてくるものです。必要な場合は専門機関を紹介したり、法務局と協力して調査したり、具体的な救済に乗り出すこともあります。人権擁護委員の皆さんは、いつでもあなたの問題解決のお手伝いをします。

みんなの人権110番は0570-003-110(ゼロ)コーナ  
ナゼロ・ゼロゼロ・みんなのひゃくとのおぼと)です。  
では、また。